

みなかみ町公共施設等総合管理計画

【改訂版】

平成27年2月策定

令和4年1月改訂



群馬県利根郡みなかみ町



目 次

序章 はじめに	- 1 -
1. 公共施設等総合管理計画の目的	- 1 -
2. みなかみ町の概要	- 1 -
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	- 2 -
1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	- 2 -
2. これまでの取り組みの状況と実績.....	- 5 -
3. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	- 5 -
4. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に 充当可能な財源の見込み.....	- 6 -
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	- 9 -
1. 計画期間及び更新費用	- 9 -
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	- 12 -
3. 現状や課題に関する基本認識	- 12 -
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	- 13 -
5. フォローアップの実施方針.....	- 16 -
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	- 17 -
1. 施設類型ごとの基本方針	- 17 -
2. その他.....	- 17 -
第4章 その他の事項に関する方針.....	- 17 -
1. 一部事務組合に関する検討について	- 17 -
2. 関係市町村との連携について	- 17 -
3. 地方公会計（固定資産台帳等）との関係の検討について	- 17 -
4. 省エネ化に関する取り組みについて	- 18 -
おわりに	- 18 -
参考資料	- 20 -

序章 はじめに

1. 公共施設等総合管理計画の目的

国において、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

全国の地方公共団体は、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなります。その一方で、各団体の財政は依然として厳しい状況にあると同時に、少子高齢化を迎え人口減少社会へと向かっています。その中で「早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」（総務省資料より）とされています。

策定当時においては、まだ公共施設等の個別の施設に係る計画は策定されているものの全ての施設を対象とした計画はほとんどの地方公共団体において策定されていないのが現状でした。

策定要請を機会に、またその改訂を通じ全ての公共施設等を対象にマネジメントし、町の施策事業及び個別の長寿命化計画等の方針などについて足並みを揃えて取り組むことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、現有する公共施設等の最適な配置を実現することを目的としています。

2. みなかみ町の概要

平成 17 年 10 月 1 日、月夜野町、水上町及び新治村の 2 町 1 村が合併して現在のみなかみ町が誕生しました。群馬県最北端に位置し谷川連峰を県境として新潟県と接している町です。

自然豊かな環境に恵まれ、これまでの自然との共生の取り組みがユネスコから評価され、平成 29 年 6 月 14 日、ユネスコエコパークに登録されました。また、令和元年には持続可能で多様性と普遍性のある社会を実現するために優れた提案をする SDGs 未来都市としても選定されています。



■ 面積	781.08 km ² (県内市町村 1 位)
■ 人口	計 18,121 人 (R3 年 4 月 1 日現在) 男 8,829 人 女 9,292 人
■ 世帯数	7,902 世帯 (R3 年 4 月 1 日現在)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

① 施設の保有量

現在、本町が保有する公共施設等について、建築物では、庁舎などの一般施設が243棟、町営住宅が47棟、教育文化施設が103棟、計393棟(建築年が不明な文化財を含み394棟)となっています。

また、道路・上下水道などのインフラ施設では、町道の延長1,091,981m、橋梁が6,325m(442基)、管路延長については、上水道が360,510m、下水道が120,400mとなっています。その他の施設については、公園や運動場等の施設を有している状況です。(図表1)

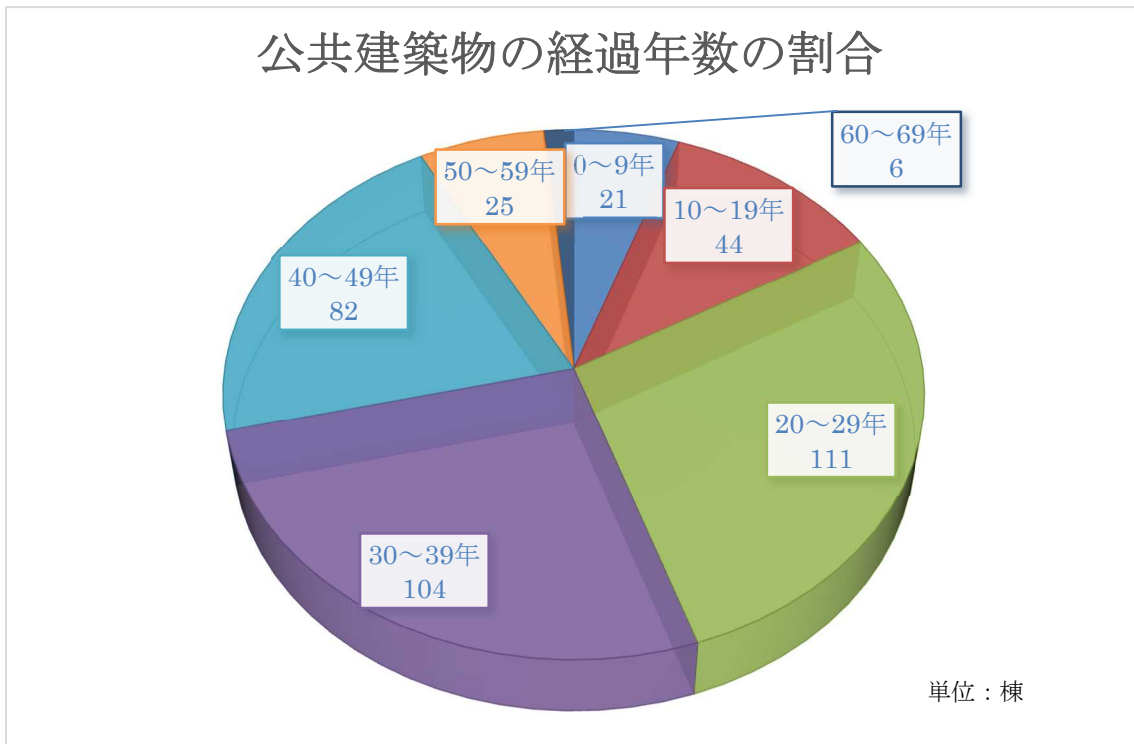
これらのいずれの施設についても、その多くが老朽施設となっており、今後20年以内に改修などの大量更新の時期を迎えるほか、旧3町村の合併により同種の施設の重複や地理的条件などから施設利用に係る利便性の偏りなどが見られます。

分類	施設分類	数量	単位	備考	
建築物	一般施設	243	棟		
	市営住宅	47	棟		
	教育文化施設	103	棟	建築年不明施設1棟を除く	
インフラ施設	道路	道路	1,091,981	m	
		橋梁	6,325	m	442基
		トンネル・シェッド	2,809	m	トンネル6箇所、スノーシェッド5箇所
	上水道	管路	360.51	km	
		うち導水管	58.02	km	
		うち送水管	30.98	km	
		うち配水管	271.51	km	
		施設	104	箇所	
		浄水場	25	箇所	
		配水池	79	箇所	
	下水道	管路	120.4	km	
		終末処理場	2	箇所	
		ポンプ場	8	箇所	
		マンホールポンプ場	20	箇所	
	公園		13	箇所	都市公園8、有料公園3、地区公園2
運動場等		5	箇所		

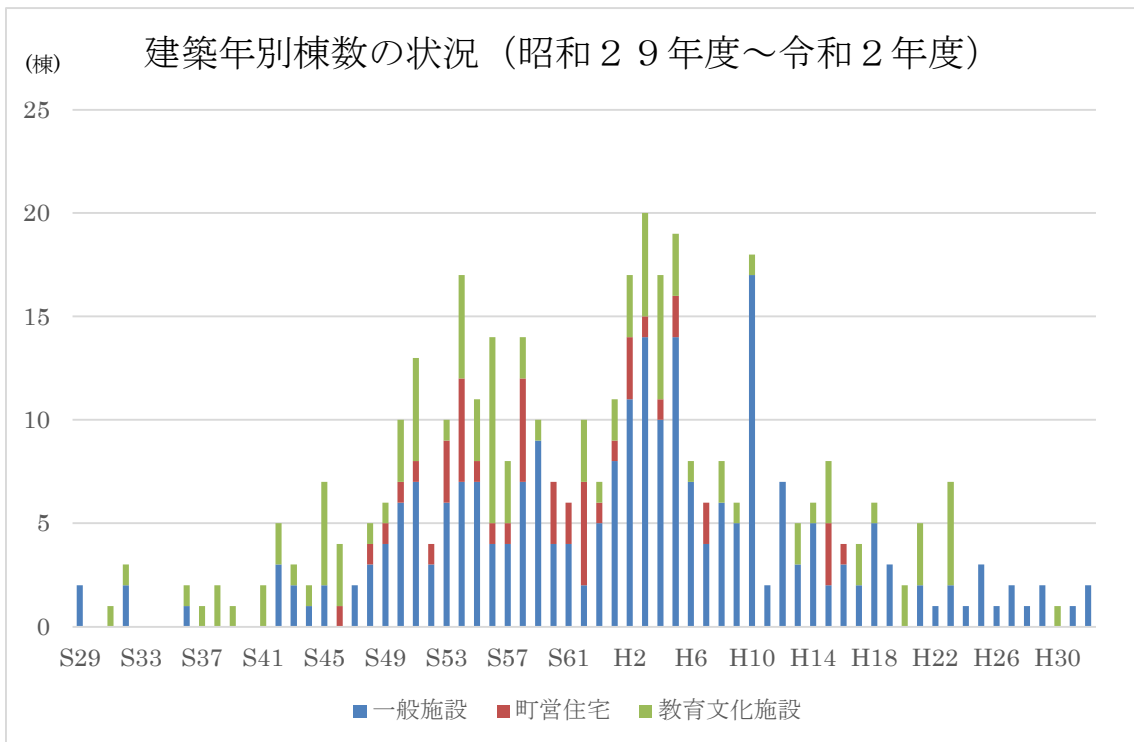
※令和3年3月31日現在の数値を基に作成

(図表1 公共施設等の保有数)

公共施設等のうち建築物は築30年以上の施設が55.2%（217棟）となっており、更には、1981年（昭和56年）以前の耐震基準を満たしていない施設は32.3%（127棟）となっている状況です。（図表2、3）



(図表2)



(図表3)

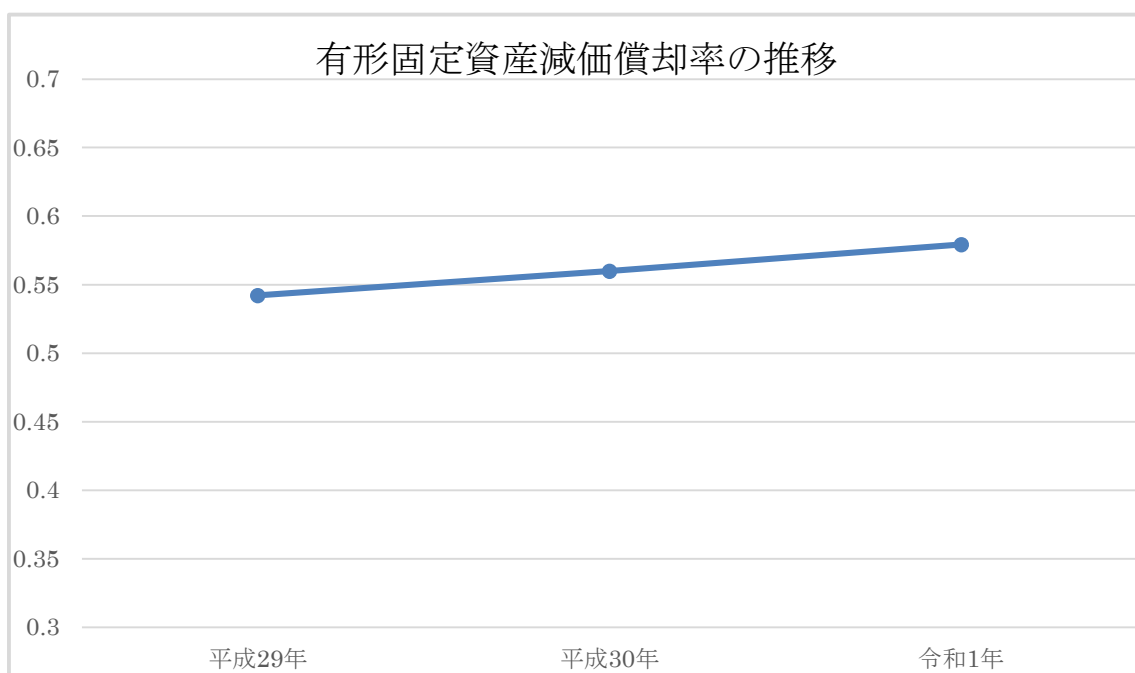
② 施設保有量の推移

本計画策定当初と比較して民間や他の自治体等が保有する廃止施設を取得したことによって総量が増加している状況です。主な保有数量の推移は次のとおりです。

施設区分	当初策定時(H26)	改定時(R3)	差引
建築物（床面積）	201,466.81 m ²	201,899.72 m ²	432.91 m ²
道路（面積）	4,058,631 m ²	4,133,257 m ²	74,626 m ²
上水道管渠（延長）	294,873 m	360,510 m	65,637 m
下水道管渠（延長）	115,778 m	120,400 m	4,622 m

③ 有形固定資産減価償却率の推移

施設の保有量が多く、また、維持管理や更新が立ち遅れている状況などから、年々施設の老朽化が進行している状況です。（図表4）



(図表4)

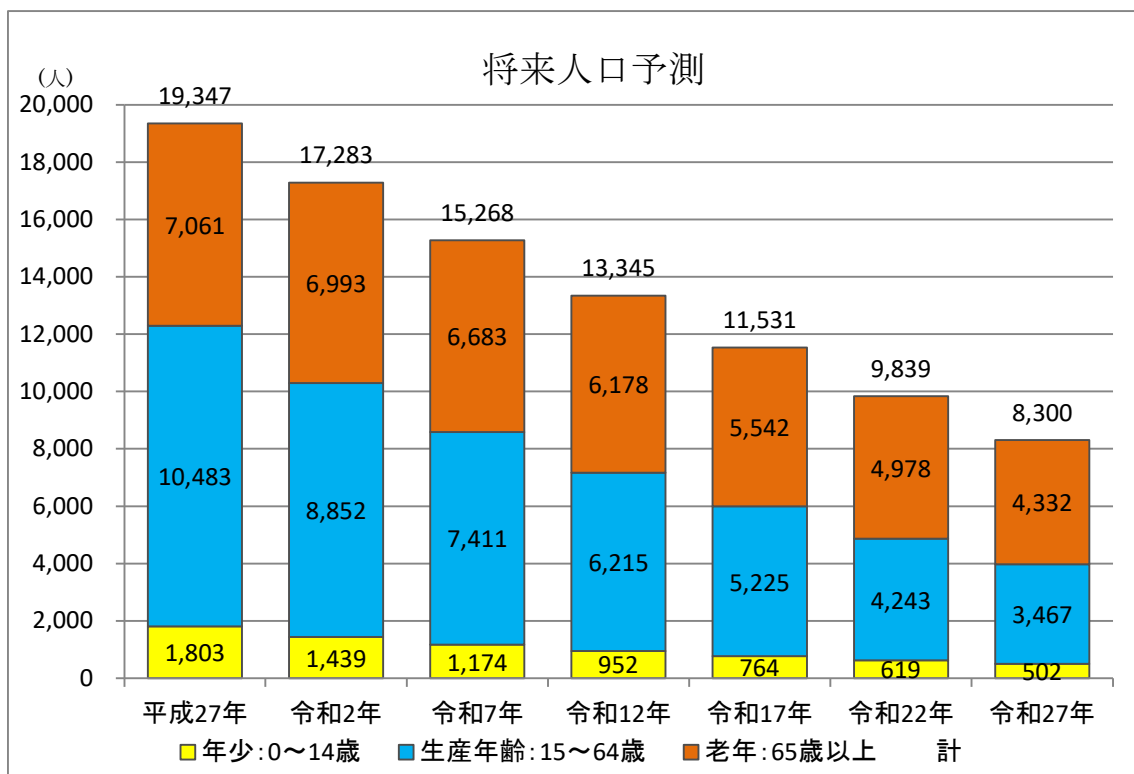
2. これまでの取り組みの状況と実績

平成26年度の本計画策定以後、本町においては主に資産の売却や貸し付けに力を入れることにより、全体的な維持管理経費の削減に取り組んできました。13,000m²以上の町有地を売却したほか、貸し付けについては、類計で262,000m²以上になっています。そのほか、前述の方法と併せて不用となった施設の普通財産化により、施設をそのまま新たな用途に利活用する取り組みと最終的な手段としての除却に取り組んでいます。

しかし、着実に保有資産の処分や利活用を進めてはいるものの保有施設の予防保全や統廃合は思うように進んでおらず施設の老朽化が進んでいます。くわえて、民間や他の自治体等が保有する廃止施設を取得したことによって保有財産の総量は本計画策定時よりも増加している状況です。

3. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

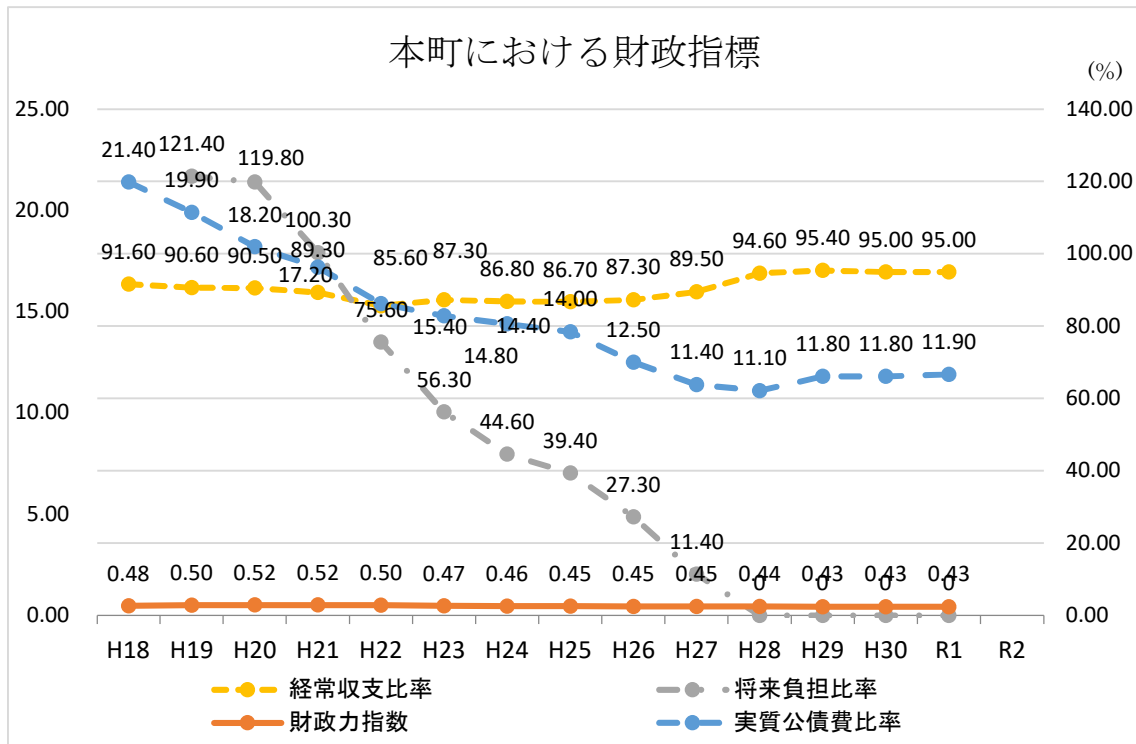
本町の人口は、2015年（平成27年）は19,347人でしたが、30年後の2045年（令和27年）には、10,000人を割り込み、特に生産年齢人口が著しく減少すると予想されています。また一方で、高齢人口の割合は2015年（平成27年）の36.49%から30年後の2045年（令和27年）には、52.19%に増加し、年少人口は1,803人（9.31%）から502人（6.04%）に減少することが予測されています。（図表5）



（図表5（第二次総合計画より））

4. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み

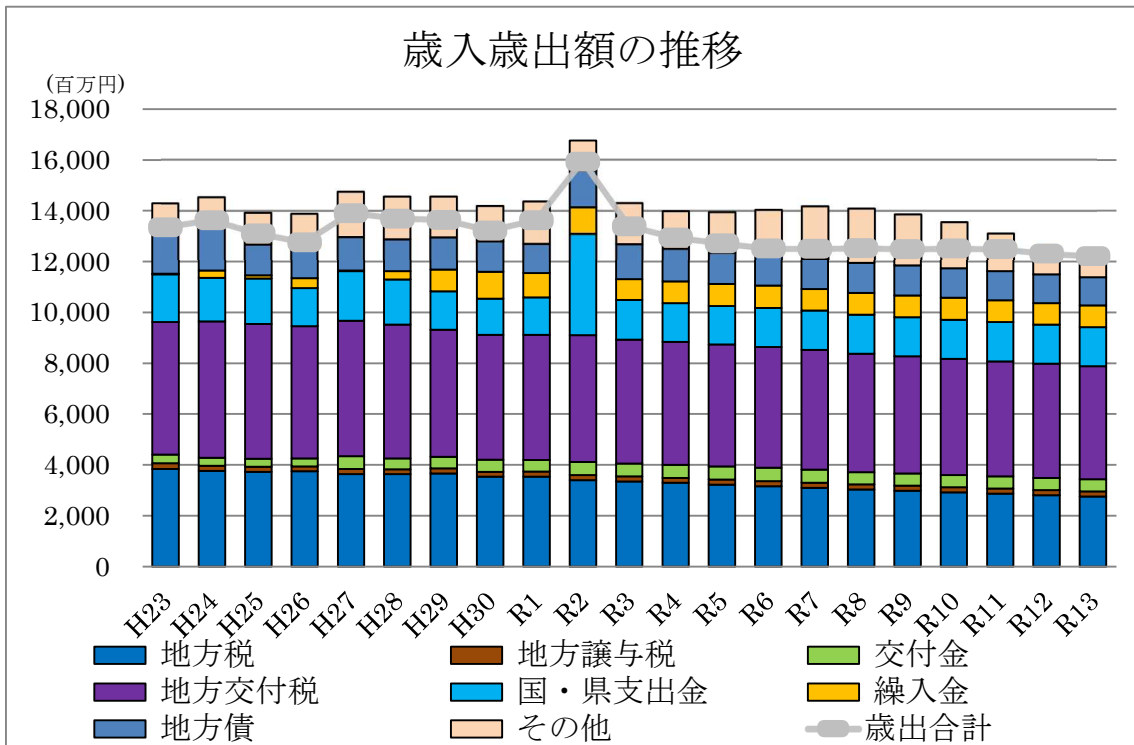
本町における財政指標は、以下のとおりです。（図表6）



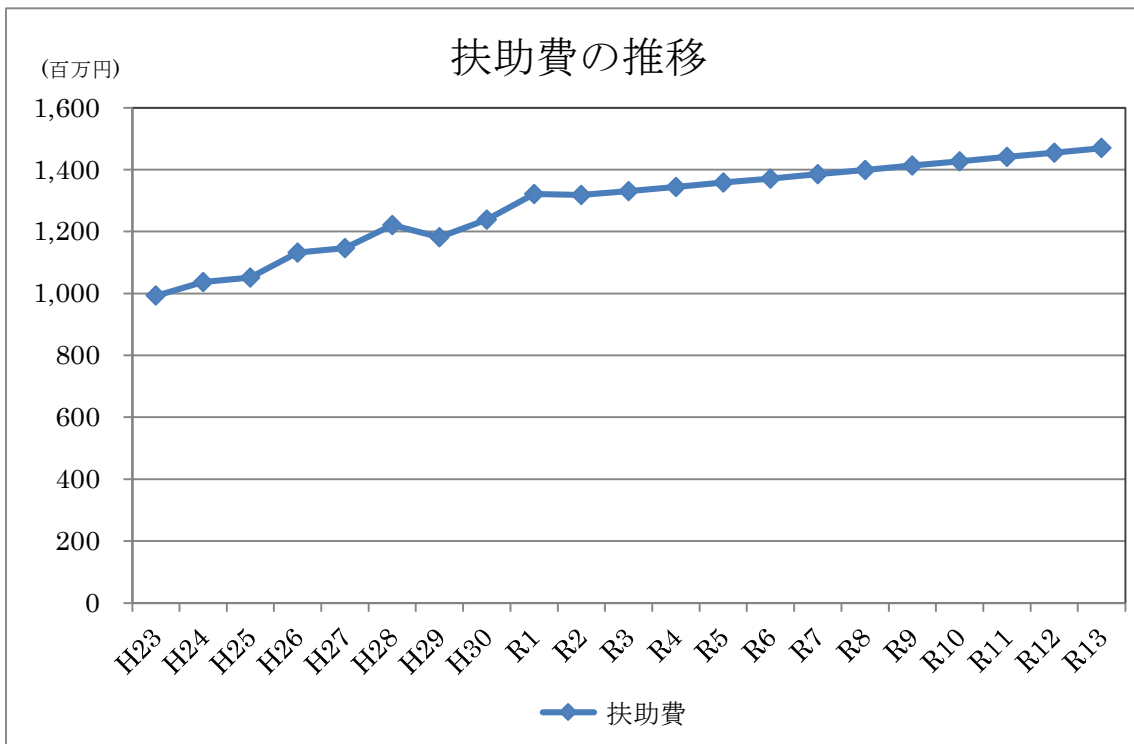
(図表6)

本町の歳入については、低迷する経済情勢や人口減少、少子高齢化の進行、普通交付税の合併算定替の終了によって、町税収入、地方交付税等の一般財源の増加が期待できない状況です。（図表7）

その一方で、歳出においては、行政改革による歳出の削減に取り組んではいるものの、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費や今後一斉に更新を迎える公共施設等の維持管理費用が増加していくものと考えられる中で充当できる財源が限られ、さらに厳しい財政運営となる状況が予想されます。（図表7、8）

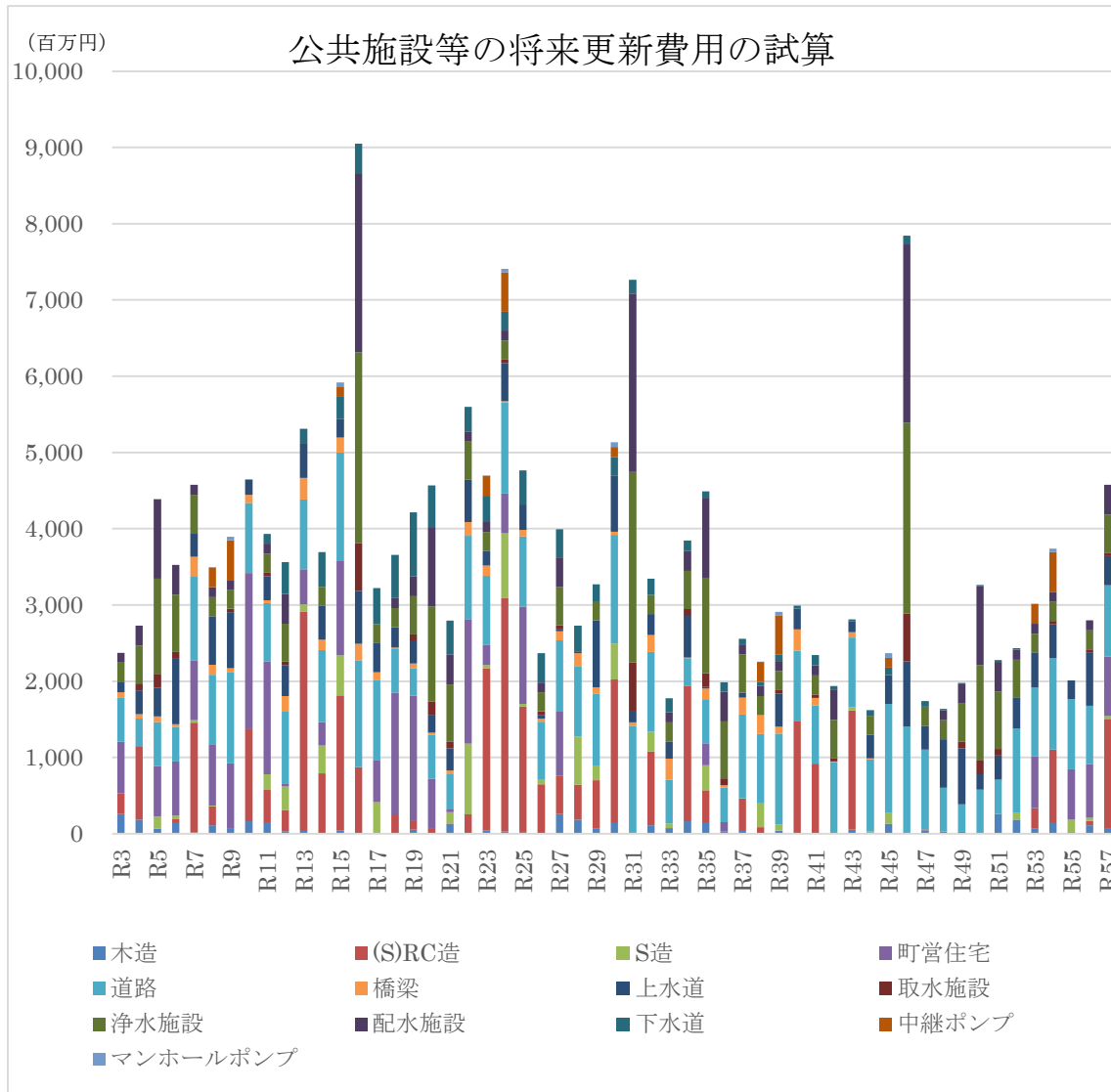


(図表 7)



(図表 8)

現在の公共施設等を同規模のまま事後保全方式で耐用年数まで使用し、そのままの規模で造り替えるという単純更新を繰り返していくと仮定した場合には、30年間で約1,319億円、50年間では1,882億円の費用が必要となります。（図表9）



(図表9)

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

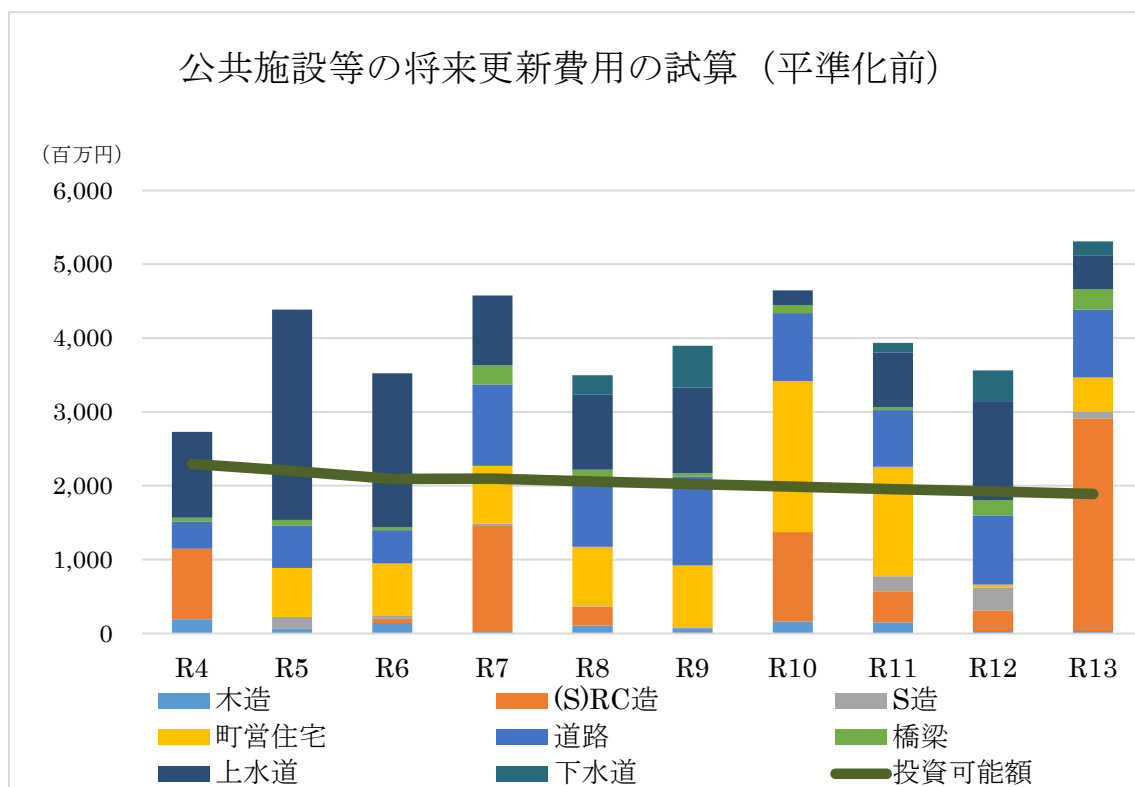
1. 計画期間及び更新費用

① 計画期間

本計画は、当初策定時に2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）までの10年間を計画期間としていました。今回の改訂に伴って2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間を新たな計画期間として設定します。なお、改訂以後引き続き内容の充実を図りつつ本計画の見直し（更新）を実施します。

② 更新費用の試算

本町における更新費用の試算は次のとおりです。（図表10-1）



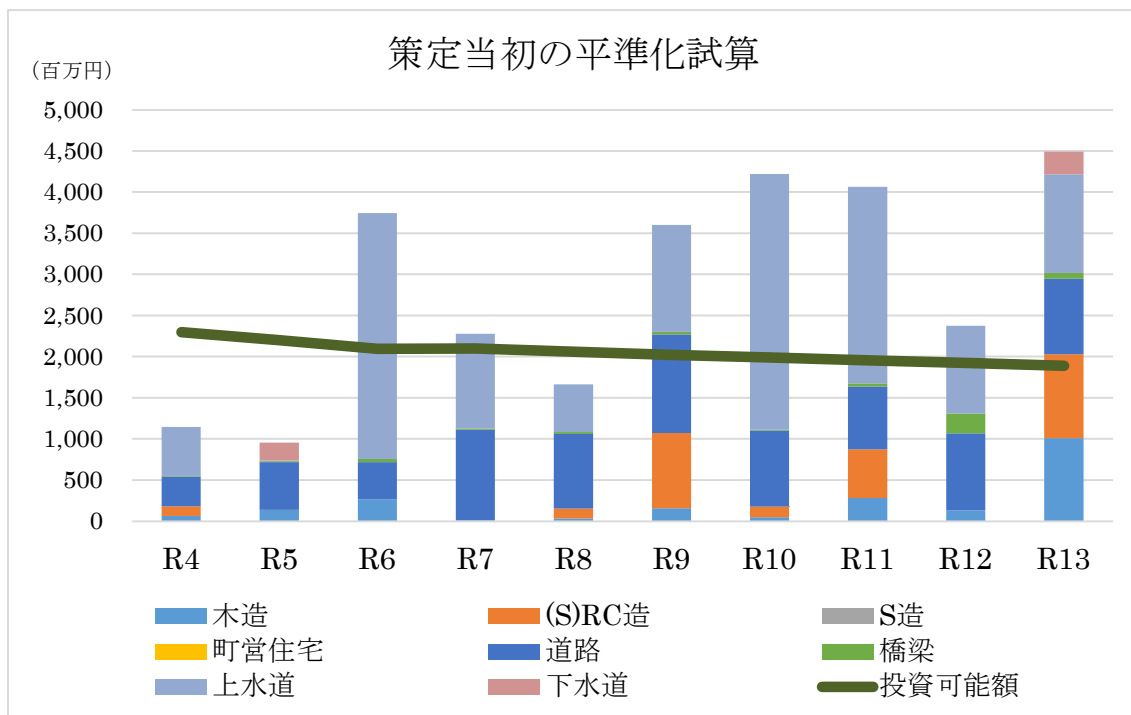
（図表10-1）

試算は、「図表8 更新費用の試算」と同じく現在の公共施設等を同規模のまま事後保全方式で耐用年数まで使用し、そのままの規模で造り替えるという単純更新を繰り返していくと仮定しました。

従来のような事後保全型の単純更新方式の場合には、本計画期間における更新費用は約400億円を要すると予測されています。

財政推計の結果から、同期間の普通建設事業費と維持修繕費の合計額である投資可能額は、約230億円となり、更新費用約400億円に対して約170億の財源不足となります。また、基金等の取り崩し等を勘案しても2031年（令和13年）以降は、慢性的に更新費用が不足する状況が予測されます。

本計画策定後8年が経過するなかで、保有資産の増加や災害等の発生など他の行政需要が発生したことによりその更新が遅れていること、保有施設等の更新がピークに近づきつつあることから当初策定時において、長寿命化を中心とした耐用年数の伸長を図り費用を平準化するという考え方のもと定めた方針では施設の維持管理費用がまかなえない状況となりました。（図表10-2）



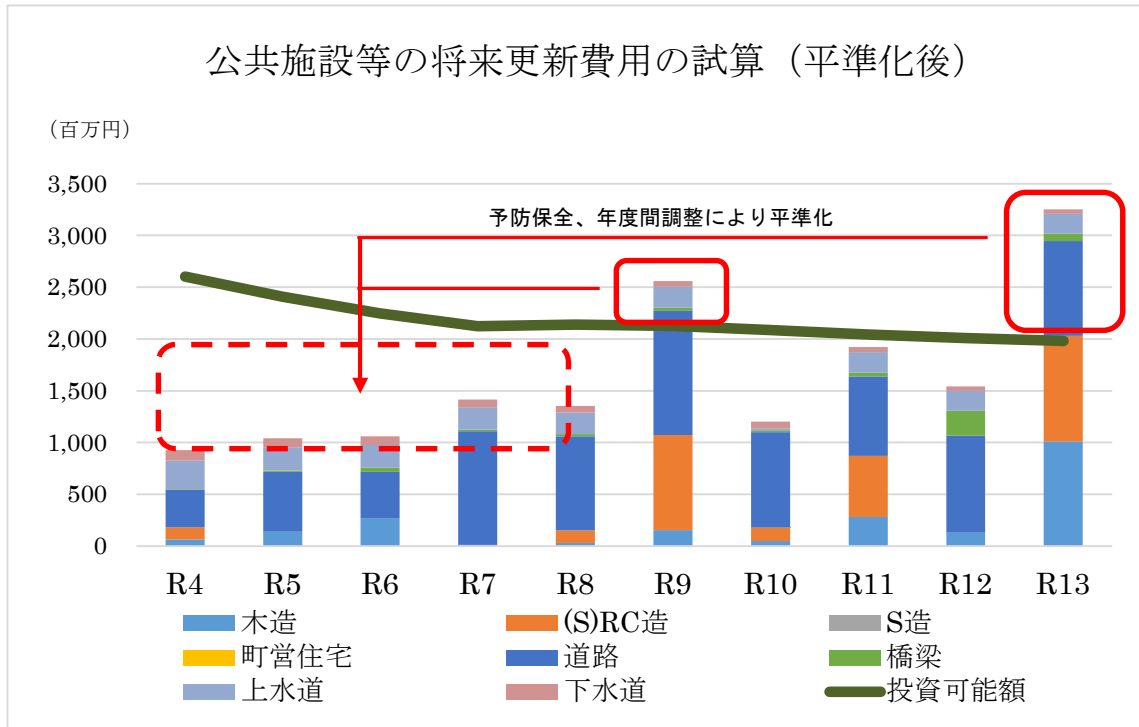
(図表10-2)

この方針のもとにおいては、投資可能額約237億円に対し、更新費用が約285億円となり、約48億の財源不足が発生する推計となりました。

そこで、迫り来る施設更新時期のピークに備え、総合的かつ計画的な管理を行うため、長寿命化を中心とした当初策定時の手法と並行し、現状の施設の状況を踏まえたより現実的な更新費用の削減と平準化を図る必要があります。

ここでは、より現実的な費用の削減と平準化を行い投資可能額の範囲で施設を更新しつつ保有施設等の更新、維持管理、統廃合等を行い、施設の効用を高めていくために必要な措置として、かかる費用を試算することとします。

同期間の更新費用のうち上下水道会計分については、既に策定した経営戦略をもとにしたアセットマネジメント（ストックマネジメント）を反映し、運営を行うこととすることで10年間の投資可能額約218億円に対し、更新費用が約163億円程度とする調整を行うこととします。（図表10-3）ただし、単年度においては、財源が超過している年度もあるためこの差額の財源を年度間において調整することで平準化を図ります。



2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）における平準化前後の費用比較（単位：百万円）

区分	投資可能額	更新費用	差引
平準化前	23,037	40,057	▲16,300
平準化後（策定時手法）	23,037	28,534	▲5,497
平準化後（改定時）	21,763	16,277	5,485

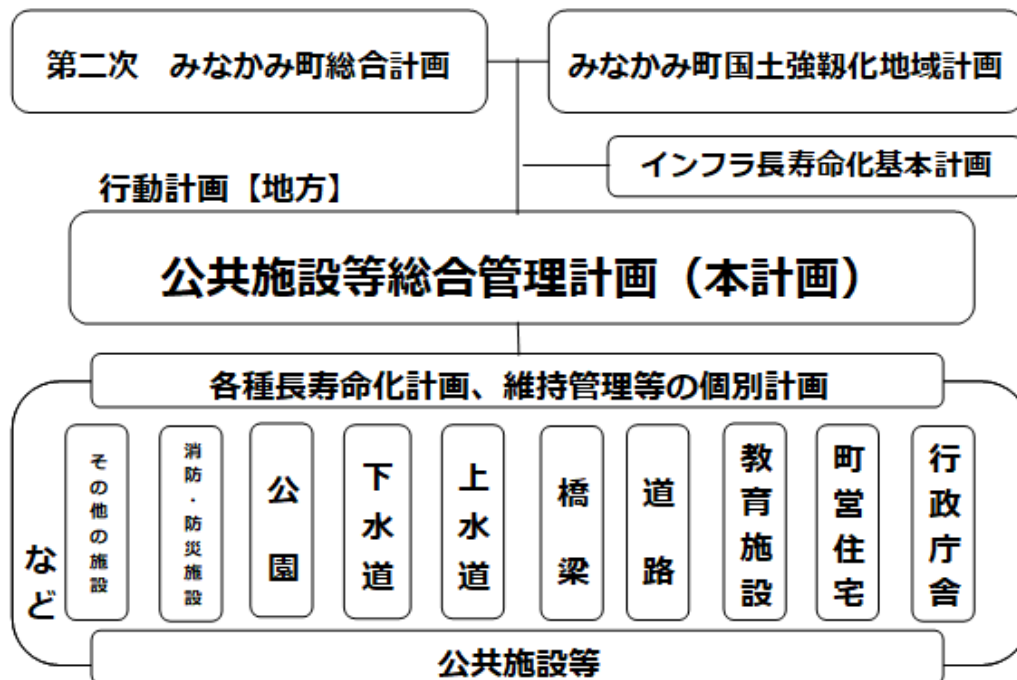
計画期間中において、新町まちづくり計画の期間が終了（合併特例事業債の起債の終了）します。そのほか、みなかみ町過疎地域持続的発展計画も期限があるため財政運営に大きな影響があると想定されます。

取り組みまでに時間が経過するほど、また、マネジメントへの取り組みを先送りするほどその将来負担は大きくなる見込みです。

今後の取り組みが公共施設等のあり方に大きく影響を与えることを考慮し、公共施設等のマネジメントしていく必要があります。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「みなかみ町総合計画」及び「国土強靱化地域計画」を上位計画とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取り組みとしたうえで、維持、保全等の管理を実施することとしています。（図表11）



（図表11 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け）

3. 現状や課題に関する基本認識

「第1章3. 総人口や年代別人口についての今後の見通し」で示したように、本町の人口は、2015年（平成27年）は19,347人でしたが、30年後の2045年（令和27年）には、10,000人を割り込むと予測されています。

現在、本町の抱える施設は、「第1章1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況」で示したとおり広大な面積に集落が点在するという地理的条件等により保有過剰な状況にある中で、従来から施設の統廃合を進めてきた経緯があります。個別施設についてはもとより合併当初より行財政改革の一環として公共施設全般に関する取り組みが行われており、平成19年10月には町議会の特別委員会である行財政改革特別委員会により「町有施設の統廃合について」の意見がとりまとめられました。また、それを受ける形で、施設のあり方や方向性を、公正・公平性と透明性を確保しながら抜本的に見直すことを目的に町民、町議会議員、町職員で組織された「みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会」の設置、検討が行われ平成20年12月に報告が行われています。基本認識としては、町が直面している公共施設等の問題に対して高い意識を持っていますが、そのような中においても具体的な議論が進むと「総論賛成、各論反対」という状況が想定されることから住民との合意形成をどのように図

っていくのかという課題があります。そのため公共施設等全般の現状や課題をより効果的に情報発信し、住民との協議や調整又は周知などの取り組みを強化する必要があります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

施設の継続的な運営(利用)を実施することが確実に見込まれている施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検を効果的に実施することとします。また、利用率の低い施設は、その状態を把握、勘案し早期に廃止、転用(用途変更)、取り壊し等の合理化が図れるようにデータを蓄積し、全庁で情報を共有できるようにするための事務執行方法を検討します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。

なお、実施にあたっては、既存の周辺施設との複合化や小規模化(減床)、及び設備等の省エネ化等を十分に検討し、イニシャルコスト及び借地料等を含めたランニングコストを総合的に検証したうえでトータルコストに配慮することとします。また、施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、積極的に取り壊しを検討します。くわえて、施設の取り壊しに際しては優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、現在行っている指定管理者制度による運営をはじめ、PFIなどの民間資金の活用も含めて効果的、効率的なものとなるよう検討を行います。

③ 安全確保の実施方針

危険度の高い施設で、今後もその利用及び効用が向上する見込みのない場合においては、原則として統廃合及び取り壊しの対象とします。

危険度の高い施設であっても利用率、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、その際において、周辺施設の利用率、効用等の低い施設を集約するなどの検討を行います。

④ 耐震化の実施方針

利用率、効用等の高い施設については、「③安全確保の実施方針」の方針に基づき重点的に対応することとし、その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても十分な検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討を行います。

また、構造部以外の非構造部についても、落下、転倒等による被害を防ぐため、耐震化等の措置を講ずることとします。

⑤ 長寿命化の推進方針

既に策定済みの橋梁や町営住宅をはじめとした個別の長寿命化計画については、本計画に準じて継続的に見直しを行い維持管理、修繕、更新等を実施することとし、そ

の他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定します。

⑥ 統廃合や廃止の推進方針

「第2章3. 現状や課題に関する基本認識」に示したとおり、既に町議会の特別委員会である行財政改革特別委員会により「町有施設の統廃合について」の意見がとりまとめられ、「みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会」においても検討が行われていることにくわえ、その他にも様々な組織によって多くの検討が行われています。よって基本的な方針として、これらの検討結果を最大限尊重し、引き続き取り組みを強化していくとともに、施設の状況を勘案して従来よりもより一層積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとします。

また、施設の維持管理、修繕、更新等を実施するにあたっては、前述の検討結果と「①点検・診断等の実施方針」の方針をふまえ周辺施設の利用率、効用等の低い施設を集約、転用、売却するなどの検討、検証及び借地料の見直しを行います。

なお、廃止施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

⑦ ユニバーサルデザイン化に関する基本方針

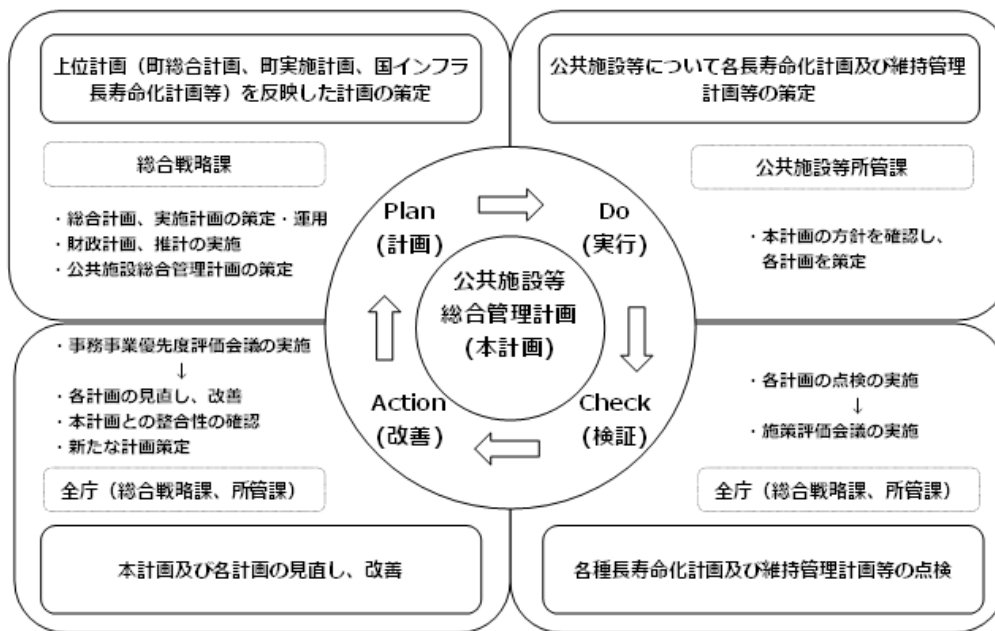
本町では、町外のみならず国外からも訪れる人が増加しています。ゆえに道の駅などをはじめとして観光施設など多くの人々が利用しやすい施設である必要があります。

多様性にも配慮し多くの需要に応えられるようユニバーサルデザインを推進していくことで施設マネジメントの観点からもSDGsの目標達成に向けて取り組みます。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

従来型の「壊れたから直す」や「古くなったから建て替える」の対処療法的な考えから脱却し、予防保全の視点から必要な施設には、計画的な維持管理等の実施や公共施設管理基金等の有効活用を行い計画的な事業執行を行うことで事業に係る資金需要や事務作業等の平準化を図っていきます。

「みなかみ町総合計画」及び「国土強靱化地域計画」を本計画の策定の前提とすることで、所管部署をはじめとして企画部門、財政(予算)部門等の各セクターにおいて情報を共有し、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するための体制を構築します。(図表12)



(図表12 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制イメージ)

5. フォローアップの実施方針

「2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」にも示したとおり、「みなかみ町総合計画」及び「国土強靱化地域計画」を本計画の策定の前提としていることから、その計画の見直し等に合わせて随時フォローアップを行い、必要に応じて順次計画の更新を行っていきます。フォローアップの手法については、「図表 12 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制イメージ」に示したとおり、町の施策評価会議等を通じ、事業の内容や体制等を点検し総合的かつ計画的な管理を実現します。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型ごとの基本方針

みなかみ町では、2021年3月（令和2年度）までに概ねの施設について個別施設計画の策定を完了しました。施設類型ごとの取り組みについては、その個別施設計画に基づいて取り組みを進めていくこととなりますが、本計画の取り組みと一貫性を保つことで基本的な方針を踏襲できるようにしていきます。

庁舎などの一般施設をはじめ公共施設等全般について、必要に応じて重要度を勘案し、耐震化等の改修を優先的かつ計画的に行っていくとともに、適宜個別の改修計画等を策定することとします。

町営住宅や道路、橋梁、上下水道等のインフラについては、生活の源となるだけでなく、災害時の避難や復旧、復興において重要な拠点となるものです。個別に定めてある長寿命化計画に従って維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

教育文化施設について、学校等の義務教育施設においては、そのほとんどが避難所等に指定されています。既に全棟耐震化を完了していますが、必要に応じて少子化等の社会的情勢を勘案した施設全体のあり方を含めて各計画に基づいた取り組みを進めていくこととしています。

2. その他

補助事業等により取得した施設については、補助金適正化法等の運用状況など財産処分の取り扱いが所管省庁によって異なるため、最新の情報を収集し、手続きに係る検討を行います。

第4章 その他の事項に関する方針

1. 一部事務組合に関する検討について

本町が構成団体になっている一部事務組合については、保有する施設の状況や財政状況等の情報収集及び構成団体との連携を検討します。

2. 関係市町村との連携について

みなかみ町は、利根沼田地域の1市1町3村で取り組む定住自立圏構想の形成協定を締結しました。この1市1町3村では、従来から様々な事務を共同で行う一部事務組合の構成団体にもなっており、施設や事務の連携を図ってきました。

制度の活用や施設や人の連携を強化し更なるマネジメントに繋げていけるよう取り組んでいきます。

3. 地方公会計（固定資産台帳等）との関係の検討について

基礎情報となる台帳について、地方公会計との連携ができるよう検討します。特に

普通会計及び企業会計（特別会計）間との資産情報等については、その管理、情報の公開方法、同一システムの導入などの連携、相互運用等について検討します。

4. 省エネ化に関する取り組みについて

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、地方公共団体も様々な責務を担うことになると見込まれています。

施設の長寿命化等と脱炭素社会に向けた取り組みについては、公共施設等のあり方として最終的に目指すところは同じでも、取り組みの過程で様々な歪みも想定されます。政策的な立ち位置や動向を判断しながら柔軟に取り組みを推進できるよう対策を検討します。

おわりに

「第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に記載したとおり、本計画の期間である10年間のうちに新町まちづくり計画期間が終了（合併特例事業債の終了）します。そのほか、みなかみ町過疎地域持続的発展計画も期限があるため財政運営に大きな影響があると想定されます。

また、公共施設等に係る問題は、ひとつの基礎自治体だけの問題ではなく、国、都道府県、市区町村を含めた全国的な課題であり、その取り組みの差が行財政運営に影響し、その後の自治体間の差となって現れると考えられます。

改訂後の10年間の取り組みにおける今後の公共施設等のあり方は、町のあり方とも言えるように、行財政に大きく影響を与えることを考慮し、公共施設等のマネジメントに取り組んでいきます。

TOWN MINAKAMI



みなかみ町

參考資料

【参考資料1】 建築年別施設数とその割合の内訳

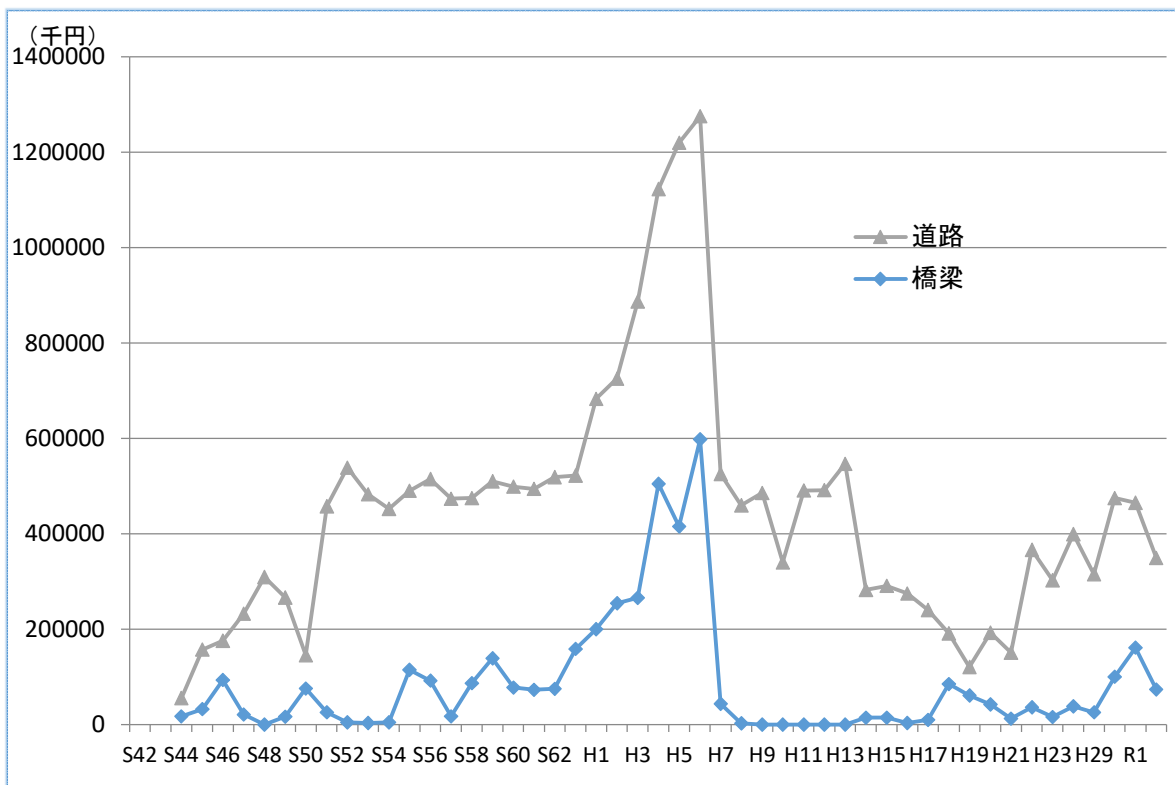
年度	一般施設	町営住宅	教育文化施設	区分小計・割合(%)
1925(T14)～1950(S28)	0	0	0	0 70～96年
1951 S26				6
1952 S27				
1953 S28				
1954 S29	2			
1955 S30				
1956 S31			1	
1957 S32	2		1	1.53
1958 S33				
1959 S34				25
1960 S35				
1961 S36	1		1	
1962 S37			1	
1963 S38			2	
1964 S39			1	
1965 S40				
1966 S41			2	
1967 S42	3		2	
1968 S43	2		1	
1969 S44	1		1	82
1970 S45	2		5	
1971 S46		1	3	
1972 S47	2			
1973 S48	3	1	1	
1974 S49	4	1	1	
1975 S50	6	1	3	
1976 S51	7	1	5	
1977 S52	3	1		
1978 S53	6	3	1	
1979 S54	7	5	5	104
1980 S55	7	1	3	
1981 S56	4	1	9	
1982 S57	4	1	3	
1983 S58	7	5	2	
1984 S59	9		1	
1985 S60	4	3		
1986 S61	4	2		
1987 S62	2	5	3	
1988 S63	5	1	1	
1989 H1	8	1	2	111
1990 H2	11	3	3	
1991 H3	14	1	5	
1992 H4	10	1	6	
1993 H5	14	2	3	
1994 H6	7		1	
1995 H7	4	2		
1996 H8	6		2	
1997 H9	5		1	
1998 H10	17		1	
1999 H11	2			44
2000 H12	7			
2001 H13	3		2	
2002 H14	5		1	
2003 H15	2	3	3	
2004 H16	3	1		
2005 H17	2		2	
2006 H18	5		1	
2007 H19	3			
2008 H20			2	
2009 H21	2		3	11.20
2010 H22	1			
2011 H23	2		5	21
2012 H24	1			
2013 H25	3			
2014 H26	1			
2015 H27	2			
2016 H28	1			
2017 H29	2			
2018 H30			1	
2019 R1	1			
2020 R2	2			
小計(棟)	243	47	103	
合計(棟)	393			

【参考資料4】

道路・橋梁における建設投資額の推移

単位：千円

建設投資年度		建設投資額		建設投資年度		建設投資額	
		道路	橋梁			道路	橋梁
1967	S42	0	0	1995	H7	525,581	43,430
1968	S43	0	0	1996	H8	459,836	2,718
1969	S44	55,297	17,078	1997	H9	485,249	0
1970	S45	157,044	32,692	1998	H10	340,179	0
1971	S46	175,757	93,190	1999	H11	490,887	0
1972	S47	232,665	21,315	2000	H12	491,659	0
1973	S48	309,629	0	2001	H13	546,392	0
1974	S49	266,554	16,631	2002	H14	281,865	14,380
1975	S50	145,023	75,426	2003	H15	291,128	14,559
1976	S51	457,539	25,450	2004	H16	274,935	3,441
1977	S52	538,947	4,566	2005	H17	240,406	10,069
1978	S53	482,829	3,362	2006	H18	191,271	85,110
1979	S54	452,099	4,300	2007	H19	120,528	60,611
1980	S55	490,181	114,480	2008	H20	192,753	42,487
1981	S56	514,906	91,964	2009	H21	150,552	12,328
1982	S57	473,387	17,226	2010	H22	366,659	36,047
1983	S58	474,584	86,750	2011	H23	302,783	15,953
1984	S59	509,975	138,883	2012	H24	399,142	38,300
1985	S60	498,540	77,417	2013	H25	306,501	297,287
1986	S61	494,359	73,086	2014	H26	254,581	169,774
1987	S62	518,670	75,051	2015	H27	312,334	180,995
1988	S63	521,748	158,653	2016	H28	305,190	70,415
1989	H1	682,657	199,697	2017	H29	315,134	25,629
1990	H2	725,211	254,554	2018	H30	475,072	99,861
1991	H3	886,630	265,336	2019	R1	465,014	161,121
1992	H4	1,122,672	504,661	2020	R2	349,613	73,846
1993	H5	1,219,627	415,184				
1994	H6	1,275,213	598,082				
		建設投資額合計				21,327,288	4,488,567



・決算統計データを基に算出

【参考資料5】

経営戦略を反映した10年間の推計

建物	道路	橋梁	上水道	下水道	必要額	投資可能額
181,360	361,584	7,091	274,040	102,641		2,603,000
138,138	578,259	12,757	225,378	87,320		2,407,000
265,434	451,656	40,417	220,083	81,517		2,246,000
10,934	1,099,977	13,891	217,234	73,460		2,122,000
152,320	908,349	22,135	206,747	64,551		2,138,000
1,072,960	1,197,426	32,185	201,846	56,138		2,126,000
181,894	0	12,320	19,786	69,621		2,085,000
873,200	0	38,001	197,157	50,641		2,043,000
130,659	0	240,441	192,399	42,709		2,010,000
2,029,629	0	70,573	192,399	42,709		1,983,000
5,036,528	4,597,251	489,811	1,947,069	671,307	12,741,966	21,763,000

【参考資料6】

歳入歳出額の推計

○ 歳入 単位: 百万円

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
地方税	3,844	3,766	3,732	3,750	3,643	3,633	3,669	3,534	3,535	3,394	3,347	3,293	3,223	3,165	3,096	3,039	2,981	2,922	2,866	2,809	2,755
地方譲与税	218	204	195	185	194	192	192	194	201	207	197	198	200	201	201	199	200	200	200	200	200
交付金	340	310	316	323	500	428	460	475	454	513	514	516	516	518	520	477	478	478	479	479	478
地方交付税	5,224	5,365	5,300	5,198	5,336	5,273	4,993	4,911	4,930	4,993	4,873	4,834	4,795	4,749	4,702	4,658	4,616	4,574	4,531	4,489	4,447
国・県支出金	1,867	1,712	1,787	1,503	1,955	1,772	1,521	1,424	1,474	4,002	1,563	1,521	1,521	1,541	1,554	1,540	1,536	1,539	1,542	1,542	1,540
繰入金	29	289	126	389	17	331	849	1,059	952	1,030	810	860	870	880	850	850	860	860	860	850	850
地方債	1,645	1,691	1,241	1,412	1,339	1,262	1,283	1,220	1,172	1,435	1,399	1,307	1,259	1,212	1,209	1,192	1,176	1,159	1,143	1,127	1,112
その他	1,126	1,190	1,233	1,131	1,759	1,668	1,596	1,382	1,646	1,182	1,423	1,280	1,392	1,593	1,866	1,955	1,837	1,646	1,316	899	537
歳入合計	14,293	14,527	13,930	13,891	14,743	14,559	14,563	14,199	14,364	16,756	14,126	13,809	13,776	13,859	13,998	13,910	13,684	13,378	12,937	12,395	11,919

○ 歳出 単位: 百万円

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人件費	2,251	2,292	2,197	2,227	2,219	2,128	2,107	2,074	2,034	2,049	2,030	2,011	1,993	1,975	1,957	1,940	1,923	1,906	1,890	1,874	1,858
扶助費	993	1,037	1,051	1,132	1,146	1,221	1,182	1,238	1,321	1,318	1,331	1,344	1,358	1,371	1,385	1,399	1,413	1,427	1,441	1,455	1,470
公債費	2,319	2,601	2,104	1,976	2,037	2,129	2,114	2,115	2,181	2,170	2,215	2,278	2,115	1,982	1,922	1,931	1,951	1,976	1,954	1,776	1,684
物件費	2,014	1,790	1,775	1,908	2,050	2,345	2,454	2,124	2,114	1,790	1,799	1,808	1,817	1,826	1,836	1,845	1,854	1,863	1,873	1,882	1,891
補助費等	1,540	1,748	1,551	1,585	1,536	1,503	1,703	1,801	1,747	3,950	1,866	1,552	1,546	1,547	1,556	1,614	1,563	1,565	1,569	1,573	1,577
積立金	764	229	373	23	283	390	474	255	662	599	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251
その他	1,583	1,730	1,804	1,796	1,790	1,887	1,845	1,832	1,775	2,053	1,896	1,903	1,933	1,962	1,995	1,984	2,002	2,022	2,040	2,056	2,069
投資的経費	1,889	2,204	2,250	2,115	2,844	2,090	1,755	1,785	1,790	2,007	2,000	1,800	1,700	1,600	1,600	1,568	1,536	1,505	1,474	1,444	1,415
歳出合計	13,353	13,631	13,105	12,762	13,905	13,693	13,634	13,224	13,624	15,936	13,388	12,947	12,713	12,514	12,502	12,532	12,493	12,515	12,492	12,311	12,215

・令和2年度までは、実績額に基づき作成。
 ・令和3年度以降は、決算見込み額に基づき作成。
 ・なお、決算見込み額については、毎年度、基金取り崩しを5億円、歳計剰余金2.5億円を基金に積み立てると仮定。

【参考資料7】


投資可能額の推計

○ 投資可能額 単位: 百万円

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
普通会計	維持補修費	355	355	289	347	301	318	275	332	315	308	310	308	315	311	310	311	311	312	311
	普通建設事業費	2,257	2,218	2,844	2,090	1,755	1,785	1,790	2,007	2,000	1,800	1,700	1,600	1,600	1,568	1,536	1,505	1,474	1,444	1,415
	合計	2,612	2,573	3,133	2,437	2,056	2,103	2,065	2,339	2,315	2,108	2,010	1,908	1,915	1,879	1,846	1,816	1,785	1,756	1,726
公営企業	修繕料	24	24	51	17	29	25	29	31	26	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26
	建設改良費	179	175	347	230	622	346	166	103	288	299	236	214	223	247	239	227	225	228	229
	合計	203	199	269	177	66	250	203	199	195	192	189	186	182	179	176	173	170	167	164
投資可能額	2,815	2,772	3,402	2,614	2,122	2,353	2,268	2,538	2,510	2,300	2,199	2,094	2,097	2,058	2,022	1,989	1,955	1,923	1,890	

投資可能額の推計期間
(10年間の合計額 23,037 百万円)

・令和2年度までの実績額を基に推計。

 **みなかみ町公共施設等総合管理計画**

平成27年2月 策定
令和4年1月 改訂

群馬県みなかみ町役場 総合戦略課

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

TEL : 0278-62-2111 (代表)

FAX : 0278-62-2291

<http://www.town.minakami.gunma.jp>
